中国進出企業 製造物責任 セフティマネジメント協会

特定非営利活動法人 専務理事 出﨑

 $\widehat{\mathbf{II}}$

中国進出日系企業の早急に求められる

日中米間における産業構造の激変 PL対策

と推測されます。(図1) ことにより、中国への輸出の急増と、そ 日本企業が生産拠点を中国に移転した 今後更にモノ造りの拠点としての中国 造上の役割分担の急速な変化があり えられますが、大きなポイントとして の反面中国からの輸入も急増している の重要性が増して行くと予想されます。 日本・米国・中国の3国における産業構 ました。これにはいくつかの要因が考 む香港)であり、20兆4800億円の 輸出入合計で22兆2000億円(含 貿易統計によれば、中国との貿易額は 米国を抜いて最大の貿易相手国となり 2004年度のわが国財務省

とともに、工作機械や半導体製造装置 なっています。日本でハイテク、高付加 の完成品の輸入が4割を占めるまでに 下がり、事務用機器、音響製造機器など 繊維製品、加工食品、雑貨などの比率が などの生産設備の輸出の増加により、 加価値の部品、素材などが輸出される 中国に進出した日系企業向けに高付

> が出来上がってきていると考えらます。 う日中間の国際分業の新しい産業分担 れを使って製造やアッセンブリーを行 価値の部品・原材料をつくり、中国でそ

中国国内・輸出製品に対するPL 対策の重要性

けられることです。 ればいいのか、法律や生活習慣の違い でPLクレームを提起された場合、そ 中心として世界各国への輸出も急増し うことです。また、完成品として北米を PLクレームが増加傾向にあることい 消費されるケースが増え、それに伴う 造した部品や製品が中国国内で販売、 れず困っているという企業が多く見受 会社は北米向けPL保険を引受けてく 更に注意を要することは、中国の保険 などを考えれば、日本国内でのPLク の責任はどこにあるのか、どう対応す ています。中国で製造したものが米国 ーム以上に難しい対応となります。 最近、特に注目すべき点は、中国で製

べきです。 本社との連係を密に取り、グローバル 対応を含めたPL対策を早急に確立す な視点での、特にPL保険やリコール 中国進出企業のPLご担当者は日本

図1 (2004年) 日本の対米黒字 671億7600万ドル 日

日米中の貿易関係 米国貿易赤字 米 玉 5613億3100万ドル 中国の対米黒字 1419億6100万ドル 中 国 1000000000 (香港含む) 日本の対中黒字 140億4000万トル 米貿易赤字と中国の対米黒字は1-11月の累計。 日本の黒字舗は1ドル=103円63銭で換页 <出所>日米の統計

ムの傾向と事例 中国国内PLクレ

々な原因で問題は発生しています 口にPLクレームと言っても様

物の混入、あるいは発ガン性物質の 食品、医薬品などでの異物や不純

- よる製造上の欠陥や製品の取扱説明 書の誤訳ミス オートバイ、自動車や家電製品に
- 分から起きるクレーム 費者対応法令順守やサービスの不十 ノートパソコン、携帯電話など消
- うことに関して様々な法律が施行され において消費者(ユーザー)を守るとい ており、日本以上にきめ細かく整備さ 前号でご説明いたしましたが、中 PLクレーム 4 様々な模造品による言われ無き

れているといえます。

要であり、一歩間違えば会社の存亡に 覚であり、たとえ素材や部品メーカー 変憂慮されます。これは大変危険な感 という無関心な企業が多いことは大 たころと同じで、当社は一切関係無し 20~30年前の状況だ」という錯覚 もかかわります。 れ、誰が使用するのか十分な分析が必 訴訟といったPL訴訟が噴出してき に森永ヒ素ミルク、田辺製薬のスモン です。日本の1970年代高度成長期 に回っている感があります。それは であっても、どのような形で組み込ま まだまだ中国の消費者問題は日本の 多くの日系企業でPL対策が後手

バランスな状況といえます。しかし、今 中国の経済発展は日本に比べてアン

ナミックな成長を遂げています。 や中国は北京や上海に代表されるよう 最先端の技術や製品を取り込んでダイ に、その規模も質もあらゆる面で世界

象となってきます。 日本の人口と同じですが、中国で製品 同様の経済力を持っているとしたら、 はありません。仮に1割の人が日本と の感覚でそれらの製品を使用するので いますので需要があります。しかし、約 を販売するとしたら、全ての人々が対 13億人の中国の国民が日本人と同様 日本の製品は品質や性能面で優れて

煽る報道を行うこともあり得ます。 開されます。ここでは時としてマスコ の日」とされています。全国一斉にク ミが日系企業を標的にした国民感情を レームを受け付けるキャンペーンが展 中国では3月15日は「消費者保護

金手当てが可能となります。しかしあ 日本の国内以上に、あるいは米国以上 い敵とも言える模造品対策です。言わ に的確なPし情報の収集も重要です。 選定することが前提です。合わせて常 くまでも信頼できる保険代理店、保険 すが、PL保険加入で迅速な対応と資 くことです。様々な体制作りが必要で 歩として、先ずPL保険に加入してお れ無き言いがかりにどう対応するか、 ブローカーを経由し、特に中国国内P 保険に関しては中国系の保険会社を 困難な問題です。具体的対策の第一 また、一番厄介なものは、目に見えな

帯電話発火事件」)をご紹介します。 ·カセットコンロ爆発事件」、事例2「携 以下、中国におけるPL判例(事例)

> 使用資料弁護士法人キャスト糸質・代中国のPL事情~実務的見地から~」 表弁護士・曾我貴志氏作成資料より引用 「第12回日本興亜損保PLセミナー・

カセットコンロ爆発事件 (北京市海淀区人民法院)

(1)事件の概要

件(1995年3月)において、原告 提起した。 約166万元の損害賠償請求訴訟を 告として精神的損害65万元を含む ト式ガスボンベ生産者、料理店を原 はカセット式コンロ生産者、カセッ 口が爆発し、負傷を負ったという事 料理店において、カセット式コン

ガス漏れの可能性があるものと判断 たガスコンロの連接部分についても 主たる原因は、ガスボンべにあり、ま 国家技術監督局による鑑定の結果、

とが表示されていた。 べは、使用後も損壊なく、再使用可 充填絶対不可」と中国語表記「本ボン 使用上の注意の英語表記「使用後再 ボンベの表面には、ガスボンベの

(2)判決(2000年11月

は70%の損害を賠償する責任を負う。 品の欠陥である→ガスボンベ生産者 使用可)の齟齬が基本的原因であり、製 記(本ボンベは、使用後も損壊なく、再 記(使用後再充填絶対不可)と中国語表 ガスボンベの使用上の注意の英語表 成分割合でガスを充填しておらず、 ①ボンベの耐圧力能力に基づいた

(2)判決

を賠償する責任を負う。 →ガスコンロ生産者は30%の損害 ②連接部位の不具合も事故に寄与

ず、責任を負わない。 と事故の間に因果関係が認められ ③料理店については、サービス

害については10万元を採用。 元の損害賠償を認める。精神的 ④原告の請求額に対し約27万

認める。

(3)コメント

として、約3万元の損害賠償責任を

して、不合格の製品を販売する場合 には、相応する法律責任を負うべき

→ これらの製品品質保証義務に違反

(3)コメント

た典型的な指示上の欠陥の事例。 使用不当による危険の告知を誤っ

がある、一翻訳にも細心の注意が必要 表示については中国語で行なう必要

である。 割合的認定をしている点が要注目

(宝安区人民法院)携帯電話発火事件

(1)事件の概要(2005年

損害の賠償を請求したという事例。 して火災による損害賠償及び精神的 たため、百貨店及び個人経営者に対 たら、突然発火し、火災を引き起こし が、その翌日に寝室内で充電してい たところ、充電をしたら電池が変形 ている個人経営者から携帯を購入し したために一度交換をしてもらった ある女性が百貨店の販売台を借り

リスク対策は万全ですか?

株式会社キャプテン

その他の標識を審査しなければなら ず、販売者の販売する製品の標識は

販売者は、「法」により製品合格証明

代表者 : 出﨑 克 所在地 : 〒104-0033

東京都中央区新川1-3-2 ギンザヤビル3階 TEL 03-3206-1431 FAX 03-3206-1433

立: 1986(昭和61)年4月17日

http://www.captain-inc.com/

個人向け<mark>も含め</mark>保険の 総合コンシェ<mark>ルジ</mark>ュサービスを ご提供<mark>してい</mark>ます。

てしまう傾向。

販売者の損害賠償責任を認定。 販売者の表示確認義務違反から、

とも容易に損害賠償責任を認められ さえすれば、製品の欠陥を認定せず 品標識表示規定」の不遵守が存在し →販売者が、販売する商品に「法」、「製 う義務を負っている。 「法」に適合しなければならないよい

043